

- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・火花を発生しない工具を使用すること。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- ・大火災および大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・（必要な時以外は）環境への放出を避けること。

《応急措置》

- ・（水がリスクを増大させる場合）火災の場合には、消火に規制当局が指定する適当な手段を使用すること。
- ・皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当を受けること。
- ・取り扱った後、手を洗うこと。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
- ・ばく露した場合：医師に連絡すること
- ・気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。

《保管》

- ・涼しい所／換気の良い場所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。

《廃棄》

- ・内容物／容器を行政の規則に従って廃棄すること。

3. 組成、成分情報

成分及び含有量（危険有害物質を対象）

No.	成分名	CAS No.	含有量 Wt%	P R T R対象	備考
1)	キシレン	1330-20-7	4.1	1種 80	
2)	エチルベンゼン	100-41-4	3.5	1種 53	
3)	セルロースアセテートブチレート（CAB）	9004-36-8	10～15		
4)	メチルイソブチルケトン	108-10-1	10～15		
5)	酢酸ブチル	123-86-4	45～50		
6)	メタクリル酸メチル	80-62-6	0.1～1		
7)	アクリル酸ブチル	141-32-2	0.1～1		
	（元素名）				
	該当元素を含まず				

* 元素名と成分名の欄に同一P R T R物質番号がある場合のP R T R計算は、元素名の含有量を用いて下さい。

4. 応急措置

吸入した場合

- ・蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
- ・蒸気・ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合、直ちに空気の新鮮な場所に移し暖かくして安静にする。呼吸が不規則か止まっている場合人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布で素早く拭き取る。
- ・大量の水及び石鹸または皮膚用の洗剤で十分に洗い落とす。溶剤・シンナーは使用しない。

目に入った場合

- ・外観に変化や痛みがある場合、SDSを提示して医師の診断を受ける。
- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。

- ・出来るだけ速く SDS を提示し医師の診断を受ける。
 - ・直ちに医師に連絡すること。
 - ・誤って飲み込んだ場合安静にし直ちに SDS を提示し医師の診断を受ける。
 - ・無理に吐かせない。嘔吐物は飲み込ませない。
 - ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
- 飲み込んだ場合
- 応急措置をする者の保護
- ・適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。
 - ・換気を行う。

5. 火災時の措置

- | | | | |
|--------------|------------|-------|----|
| 使用可能消火剤 | 炭酸ガス | 泡 | 粉末 |
| | 乾燥砂 | 霧状強化剤 | |
| 使用してはならない消火剤 | 水（棒状水、高圧水） | 棒状強化剤 | |
- 消火方法
- ・適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
 - ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
 - ・指定の消火器もしくは消火設備を使用する。
 - ・高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
 - ・消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置
- ・作業の際には適切な保護具（手袋・保護マスク・保護メガネ等）を着用する。
 - ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
 - ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
 - ・着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
- 環境に対する注意事項
封じ込めおよび浄化の方法・機材
- ・河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。
 - ・漏出物は密閉できる容器に回収し安全な場所に移す。
 - ・付着物・廃棄物等は関係法規に基づいて処置する。
 - ・衝撃・静電気で火花が発生しない材質の用具を用いて回収する。
 - ・乾燥砂・土・その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- ・換気の良い場所で取り扱い容器はその都度密栓する。
 - ・容器はその都度密栓する。
 - ・周辺で火気・スパーク・高温体の使用を禁止する。
 - ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
 - ・工具類は火花防止型のものを使用する。
 - ・装置等は接地（静電気対策）し電気機器類は防爆型（安全増型）にする。
 - ・密閉場所での作業は十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着用する。
 - ・皮膚・粘膜または着衣に触れたり目に入らぬように適切な保護具を着用する。
 - ・過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。
 - ・塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、塗装等はこの法規に準じて行う。
- 保管
- ・日光の直射を避ける。
 - ・通風の良いところに保管する。
 - ・火気・熱源から遠ざけて保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

No. 物質名	管理濃度	ACGIH(TLV-TWA)
1)キシレン	50P	100P
2)エチルベンゼン	20P	100P
3)セルロースアセテートブチレート (CAB)		
4)メチルイソブチルケトン	20P	50P
5)酢酸ブチル	150P	150P
6)メタクリル酸メチル		100P
7)アクリル酸ブチル		10P

略記号： P：ppm M：mg/m³ ACGIH：米国産業衛生専門家会議の定める容限度

- 設備対策
- ・取扱い設備は防爆型を使用する。
 - ・排気装置を付け蒸気が滞留しないようにする。
 - ・液体の輸送・汲取り・攪拌等の装置は接地する。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産廃物処理業者と契約して処理する。
- ・容器・機器装置等を洗浄した排水等は地面や排水溝へそのまま流さない。
- ・排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても”廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び関係する法規に従って処理するか業者に委託する。
- ・廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- ・特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、廃棄にはこの法規に準じて行う。

汚染容器および包装

- ・環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

1 4. 輸送上の注意

共通

- ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、崩れ防止を確実にすること。

国内規制

陸上輸送

- ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合、それぞれの該当法律に定められた運送方法に従う。
- ・荷送り人は運送者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。

海上輸送

航空輸送

その他

- ・船舶安全法に定めるところに従うこと。
- ・航空法に定めるところに従うこと。

国際規制

国連番号

1263

国連輸送名

塗料及び塗料関連材料

国連分類

3

容器等級

III

海洋汚染物質

非該当

1 5. 主な適用法令

消防法：危険物第4類引火性液体第2石油類

労働安全衛生法施行令：引火性の物

有機溶剤中毒予防規則第1条第1項2号（第2種有機溶剤等）

労働安全衛生法：第57条（表示すべき有害物）

労働安全衛生法：第57条-2

特定化学物質障害予防規則：第2条第1項第3号の3（特別有機溶剤等、エチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトンいずれかを1%超含有するもの）

悪臭防止法

化学物質管理促進法：第1種指定化学物質

1 6. その他の情報

主な引用文献

- ・日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」 (社) 日本塗料工業会
- ・GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック（混合物用（塗料用））
日本塗料工業会
- ・ザックス 有害物質データブック 丸善

注 意

- ・このSDSは、現時点で入手した資料に基づいて作成しております。当該製品の危険・有害性に関する情報および評価は原材料の情報から推定したものであり、必ずしも十分なものではありません。ご使用者の責任において安全な取扱い方法をお決めください。
- ・このSDSは、新しい知見により予告なく改訂することがあります。
- ・記載内容の中で含有量・物理的・化学的性質などの値は当該製品の品質とは関係ありません。
- ・この安全情報は国の規制を含む、(社) 日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていません。安全作業や排出・廃棄等の場合に配慮すべきことは、当該自治体の規制に

従い対処してください。